



平成 21 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ  
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸  
(コード番号：3048 東証一部)  
問合せ先 常務取締役経営企画本部長  
兼経理本部長 金澤 正晃  
T E L 03-3987-8785

## 東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 21 年 4 月 7 日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書を、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

# 改善状況報告書

平成 21 年 10 月 22 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

株式会社 メラ  
代表取締役社長 宮嶋 宏幸



平成 21 年 4 月 7 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

## 1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 14 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの個別決算及び平成 16 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの連結決算を訂正したことに伴い、平成 18 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの有価証券報告書等を訂正したことに關して、貴取引所より有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づく改善報告書の提出請求を受け、当該過年度有価証券報告書等の訂正に係る改善報告書を提出いたしました。

過年度有価証券報告書等の訂正及び改善報告書の提出に至る経緯は以下のとおりであります。

### (1) 過年度有価証券報告書等を訂正するに至った経緯

当社は、平成 20 年 12 月の証券取引等監視委員会の調査を受け、平成 14 年に実施した当社池袋本店ビル及び当社高田本部ビルの土地・建物の不動産流動化の会計上の取扱いについて、当該不動産流動化の会計処理を売却処理ではなく、金融取引として処理することが適切であるとの判断から、過年度決算処理の自主訂正を行い、上記期間の有価証券報告書等の自主訂正を行ったものであります。その旨平成 20 年 12 月 25 日付「過年度決算の訂正について」で開示いたしました。

(2) 過年度有価証券報告書等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

この度の過年度決算の訂正は、不動産流動化に起因する訂正と連結子会社の範囲の見直しによる訂正の2つの訂正要因がありました。従いまして、以下各々について決算訂正に至る経緯を記載いたします。

① 不動産流動化に起因する訂正について

平成14年に実行した当社池袋本店ビル及び当社高田本部ビルの土地・建物の流動化に優先匿名組合出資していた株式会社豊島企画について、同社の実質的出資者が当時の当社代表取締役社長であったことと同社の銀行借入に同氏が担保提供していたことから、「財務諸表等規則第8条」に基づき子会社と認定いたしました。

その結果、当社と株式会社豊島企画の合算での当該流動化に対するリスク負担割合が5%を超過することとなり、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第15号）」第40項リスク負担割合の規則に基づき、平成14年8月期に遡り、当該不動産流動化の会計処理を金融取引として処理することといたしました。

a. 当該事象を認識するに至った経緯

平成20年12月に証券取引等監視委員会の調査が行われたのを機に、監査法人内の協議結果に基づき、金融取引として処理すべきとの判断に至り、平成20年12月25日に決算訂正を行うことを決定し、同日付にて「過年度決算の訂正について」を開示いたしました。

その後、外部の専門家等の協力を得て会計処理上流動化対象不動産の売買がなかったこととし、金融取引による会計処理を行う過年度決算訂正作業を行い、平成21年1月16日付「過年度決算の訂正に伴う影響額について」にて過年度決算訂正の概算額を開示し、平成21年2月20日付にて該当期間の有価証券訂正報告書等並びに決算短信を開示いたしました。

b. 決算訂正に至った原因

本過年度決算訂正の原因は、平成21年2月20日付「調査委員会の調査報告（概要）および再発防止策の公表について」を開示いたしました調査委員会の報告書（概要）で記載したとおりであります。当社が未上場会社であったといえ、当

時の役員ら3名が専門家やアドバイザーと打ち合わせる形で実行されており、何ら組織的な対応がなされていないこと、会計処理基準の重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が不十分であったことが原因でありました。

c. 調査委員会の設置

当社は、平成20年12月25日に、本過年度決算訂正の原因究明及び再発防止策の提言を目的として、社外取締役を委員長とし、社外取締役及び当社と利害関係のない社外の弁護士から構成される調査委員会を設立いたしました。

調査委員会は、平成21年2月19日まで調査を実施、計7回の委員会開催を経て、平成21年2月19日に調査報告書を当社に提出いたしました。その概要は平成21年2月20日付「調査委員会の調査報告（概要）および再発防止策の公表について」に開示いたしました。

② 連結子会社の範囲の見直しによる訂正について

a. 連結子会社の範囲の見直しに至った経緯

上記「① 不動産流動化に係る不適切な会計処理について」に記載いたしました不動産流動化の会計処理の見直しの過程で、株式会社豊島企画を当社の子会社と認定したことに伴い、重要性の観点から同社を連結財務諸表作成初年度である平成16年8月期に遡って連結子会社とすることといたしました。また、本件不動産流動化に際して機能した特別目的会社である Sanzan Holding、有限会社三山マネジメント、株式会社三山コーポレーションの3社を同時に連結子会社といたしました。

不動産流動化に関係する会社以外についても全般的な調査を行った結果、有限会社はるな計画の実質的な出資者が平成14年の同社設立当時の当社代表取締役社長であったこと及び同社の社長が当社の従業員であったことから、「財務諸表等規則第8条」に基づき同社を子会社と認定いたしました。この結果、同社の子会社である株式会社ラネット並びに株式会社ボーダレスを、重要性の観点から平成18年8月期に遡って当社の連結子会社として認定いたしました。

その他、今回の調査の結果、子会社には該当しないものの、関連当事者として認定することが適当である会社等が判明したため、その取引を財務諸表の注記事項である関連当事者取引として、併せて開示いたしました。

#### b. 連結子会社の範囲の見直しに至った原因

連結子会社の範囲の見直しに至った原因は、有価証券報告書等の作成に際して、連結の範囲を検討するため行う子会社群の洗い出しの調査方法に不備があったものであり、当社が従来より子会社と把握している会社以外に子会社に該当する会社の有無を調査するにあたり、貴取引所への新規上場時に実施した特別利害関係者についての調査結果に基づきその有無を把握していたことにあります。

具体的には、今回の過年度決算訂正以前に実施しておりました特別利害関係者の調査では、連結の範囲であり関連当事者の範囲でもある当社役員等が実質的に支配する会社に関するものが調査対象外であったため、名義上の株主が当社の取締役ではなかった株式会社豊島企画、株式会社ラネット及び株式会社ボーダレスが調査範囲から漏れる結果となり、今回の連結子会社の追加となったものであります。

#### (3) 改善報告書を提出するに至った経緯

上記の事由により過年度決算を訂正し、当該期間において重要な訂正を伴う有価証券報告書等を開示した件について、貴取引所より平成 21 年 3 月 24 日に改善報告書の提出請求を受け、平成 21 年 4 月 7 日付にて当該改善報告書を提出いたしました。

## 2. 改善措置

当社は、今回の事案を契機として、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の一層の充実、強化を図り、同種の事案ばかりでなく不適正な業務執行を根絶する体制を構築するため、以下の改善措置を実行することといたしました。

なお、改善措置各々の実施及び運用状況につきましては、後記「3. 実施・運用状況等」に記載しております。

#### (1) 適切な連結の範囲の調査及びその確定のための取組みについて

子会社を網羅的に把握し、適切な連結の範囲を確定するため、「企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき、関連当事者に該当する事項の有無を調査するマニュアルを平成 21 年 8 月期末を目処に作成し、マニュアルに従って厳正に運用することといたしました。

なお、関連当事者の調査は、四半期決算の都度実施することとし、当該調査結果については平成 21 年 4 月に新設する財務部の有価証券報告書等作成を担当する複数の者が内容確認を行い、その調査結果に基づき、経理部と協同し監査法人と連携しながら子会社及び関連会社の把握と連結子会社の認定を行うことといたしました。

**(2) 当該訂正で新たな連結対象となった子会社における関連当事者取引について**

過年度決算訂正に係る連結範囲の見直しに伴い、新たに連結子会社となった会社と関連当事者との取引については、企業経営の健全性の観点から平成 21 年 8 月期中に解消・整理を進めるとともに、開示を要する関連当事者取引については適切に開示することといたしました。

**(3) 内部統制の強化**

財務報告を含む内部統制を一元的かつ総合的に管理する体制を構築するため、J S O X 及びリスク管理に係る業務も取り込んだ社長直轄の内部統制に係る専門部署を平成 21 年 4 月中に新設することといたしました。

更に、取締役間の相互牽制機能を強化するため、内部統制担当役員が当該専門部署を管轄することといたしました。

**(4) 財務と経理の分離**

財務と経理の明確な分離を行い相互牽制の働く組織運用を行うため、経理部内で主に経理実務を担当していた経理課と、主に資金調達及び資金管理を担当していた財務課を平成 21 年 4 月中に経理実務を担当する経理部と、資金調達及び資金管理を担当する財務部とに分離し経理本部内で二部体制とすることといたしました。

また、経営企画本部が管轄していた連結決算業務と財務報告に関する業務について、経理部との連携強化を図り円滑に業務を推進するため、経理本部の財務部に移管することといたしました。更に財務部に公認会計士等会計に関する専門知識を有する者を配置することで会計に関する知識のレベルアップとノウハウの蓄積を図ることといたしました。

#### (5) 監査体制の強化

取締役への牽制機能強化のため、常勤監査役の増員等を検討し監査役会の一層の充実を図ることといたしました。また、監査体制強化のため、常勤監査役が各部署の業務報告会にオブザーバーとして出席し、積極的に現場からの情報収集を行うことといたしました。

更に、社団法人日本監査役協会等の研修に全監査役が参加するものとなりました。

#### (6) 監査法人との連携強化

監査役、経理本部、新設内部統制部署、内部監査室、法務部の五者間で密接な連携、情報共有を図ることとし、3ヶ月に1回、五者間のミーティングを開催することといたしました。

また、五者間ミーティングに基づき、五者は、より迅速かつ適切で、正確な情報を詳細に監査法人に提供し、平成21年2月26日に異動した一時会計監査人である監査法人トーマツと連携強化を図ることといたしました。

#### (7) 内部監査機能の強化

平成21年8月期より導入された財務報告に係る内部統制評価について、業務上のリスクが発生していないか、全社統制から財務報告プロセスまで業務フローに沿った適切な整備がされているかをチェックリスト等に基づき検証するとともに、実証性のテストにより現場レベルにおける内部統制の有効性を検証するものとなりました。

また、子会社、関連会社における内部監査強化のための具体策を平成21年8月期期末までに検討し、来年度（平成22年8月期）を目処に当該運用を開始するものとなりました。

#### (8) 取締役に対するコンプライアンス研修

従来より実施している取締役に対する義務と責任についてのコンプライアンスと経営判断に関する意識の啓蒙、新任取締役に対する常勤監査役の個別講習に加え

て、取締役のコンプライアンスに対する認識を更に深めるために、外部専門家によるコンプライアンス研修を年2回定期的に実施することといたしました。

### (9) 常務会の充実

常務会の充実を図るため、以下の事項を運用することといたしました。

- ・月1回の常務取締役及び各本部長による業務執行状況の報告実施
- ・関係法令に抵触する可能性のある事案を把握するため、内部統制担当役員の常務会への出席と報告体制の整備

これら体制整備を図るため、平成21年4月中に常務会運用細則を制定し、常務会の充実を図ることといたしました。

## 3. 実施・運用状況等

上記「2. 改善措置」に記載した個別の改善措置に対する実施・運用状況等は以下のとおりであります。

### (1) 適切な連結の範囲の調査及びその確定のための取組みについての実施・運用状況

関連当事者の調査につきましては、「企業会計基準第11号 関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき、平成21年8月31日付にて「関連当事者の開示に関するマニュアル」を制定し、運用を開始いたしました。

「関連当事者の開示に関するマニュアル」に加えて、関連当事者調査に基づく情報をベースに、適切な子会社及び関連会社の範囲を確定するため、「財務諸表等規則(第8条)」及び「企業会計基準適用指針第22号 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、平成21年8月31日付にて「子会社及び関連会社の範囲決定に関するマニュアル」を制定し、運用を開始いたしました。

これらマニュアルに基づく調査結果については、財務部と経理部が協同し、監査法人と連携しながら、子会社及び関連会社の範囲及びその連結の範囲を決定しております。



## (2) 当該訂正で新たな連結対象となった子会社における関連当事者取引についての実施・運用状況

今回の見直しに伴い、新たに連結子会社となった株式会社ラネット及び株式会社ボードレスと関連当事者との取引については、平成 21 年 8 月期中に整理を進め期末時点ですべて解消いたしました。

今後も平成 21 年 8 月に制定した「関連当事者の開示に関するマニュアル」に沿って調査を実施することで、関連当事者を網羅的に把握し、開示を要する関連当事者取引については適切に開示してまいります。

## (3) 内部統制の強化についての実施・運用状況

内部統制と取締役間の相互牽制機能の強化のため、社長直轄の内部統制専門部署として平成 21 年 4 月 10 日付で「内部統制室」を設置し、当該部署に J S O X 対応業務及びリスク管理業務を集約するとともに、同日付で C S R 担当役員に対して内部統制担当を命じ、社会貢献と内部統制の両面から企業の社会的責任を重視した経営を推進するため、新たに C S R O として任命いたしました。その旨平成 21 年 4 月 10 日付「組織変更および人事異動に関するお知らせ」で開示いたしました。

内部統制担当役員である取締役 C S R O は、決議機関である常務会に出席しております。取締役 C S R O が常務会に出席することで関係法令に抵触する可能性のある事案を事前に把握でき、迅速且つ適切な対応が可能な体制を整えることで、コーポレートガバナンスの強化を図りました。

内部統制室が行っている具体的な業務は、J S O X を含む内部統制業務といたしまして、違法行為や不正、ミスやエラー等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、財務報告の適正性の確保だけでなく、会社全体を適切にコントロールできるような仕組みが機能し定着化するよう活動しており、実務に則した規程の見直し、内部監査室の子会社・本部部署への内部監査に同行した内部統制の有効性の検証、業務プロセスの期末ロールフォワード手続きによる最終的な有効性の確認を実施いたしました。

全社的なリスク管理に関する業務といたしましては、リスク管理委員会の実施、当社全体が持つリスクの洗い出しによるリスク管理項目の抽出・管理体制の強化、災害等のマニュアル制定と訓練の実施等を行っております。

#### (4) 財務と経理の分離についての実施・運用状況

平成 21 年 4 月 10 日付で経理部から財務部門を分離し、財務課を改組し「財務部」を新設し、経理本部を経理部と財務部の二部体制といたしました。同時に当社単体決算業務と連結決算業務・財務報告に関する業務との連携強化を目的として、連結決算業務・財務報告に関する業務の所管を経営企画本部から、経理本部内の財務部に移管いたしました。

財務部新設と併せて、会計に関する知識のレベルアップとノウハウ蓄積のため、財務部に公認会計士資格を有する者を配置し、連結子会社への指導・検証機能の発揮を図りました。

なお、経理本部内で経理部・財務部を対象とした研修会を実施し部員のスキル向上に努めており、今後も継続して実施してまいります。以下に平成 21 年 4 月以降の研修会実施状況について記載いたします。

開催日	内容
H21. 5. 25/26	「法人税申告書の基礎」、確定申告書記載例
H21. 6. 2/3	「税効果会計の基礎」、申告修正事例
H21. 7. 1/2	「消費税の基礎」
H21. 7. 29	I F R S 研修会
H21. 7. 29	「売掛金会計（貸倒損失関係）」
H21. 7. 31	「棚卸資産の評価」、「固定資産・経費」、「買掛金会計」

#### (5) 監査体制の強化についての実施・運用状況

常勤監査役の増員等につきましては、平成 21 年 11 月開催予定の定時株主総会にて 1 名選任し増員する予定であり、取締役会、監査役会及び関係者等との間で調整しております。

各部署の業務報告会への常勤監査役の出席につきましては、これまで常勤監査役は、決議機関である取締役会及び常務会への出席、業務全般に係る部長会、店長会、関連会社会議等の主要な会議に参加しており、各部署主体の会議については、会議資料及び議事録等の閲覧により内容を把握しておりました。今般の監査体制強化の一環として、各部署主体の会議についてもオブザーバーとして出席することで現場からの情報収集を行っております。

また、常勤監査役は必要に応じて社団法人日本監査役協会主催の研修に参加して

おり、研修内容等を監査役会開催時に非常勤監査役全員に説明しております。

なお、現任の非常勤監査役2名は、監査役就任時に同協会主催の研修に参加しており、当社主催で行う役員を対象とした研修にも参加しております。

以下に、貴取引所へ改善報告書を提出した平成21年4月以降の監査役が参加した研修について記載いたします。

開催日	内容	出席監査役	主催
H21.4.2	最新の株主総会に関する実務上の留意点	常勤監査役	協会
H21.4.8	監査役全国大会	常勤監査役	協会
H21.5.21	企業不祥事と事後的リスク管理	常勤監査役	協会
H21.5.22	I Tシステムの進展と監査役監査	常勤監査役	協会
H21.6.8	監査法人の品質管理の状況	常勤監査役	協会
H21.6.18	役員の責務と内部統制①	全監査役	当社
H21.7.14	監査役のためのコンプライアンス実務	常勤監査役	協会
H21.7.23	役員の責務と内部統制②	全監査役	当社
H21.7.29	I F R S 研修	常勤監査役	当社
H21.8.29	情報セキュリティ研修	全監査役	当社
H21.9.2	ドイツにおける監査役会制度と共同決定	常勤監査役	協会

(注)「主催者欄」は、社団法人日本監査役協会主催の研修を「協会」、当社主催の研修を「当社」と記載しております。

#### (6) 監査法人との連携強化についての実施・運用状況

監査役、経理本部、内部統制室、内部監査室、法務部の五者間による密接な連携、監査法人と連携すべき情報の共有を図ることを目的として、平成21年5月より1ヵ月に1回のペースで経理本部を事務局として「五者間ミーティング」を開催しております。

なお、このミーティングの内容については監査法人に報告するとともに、監査法人からの所見についても関係者にフィードバックすることにより監査法人との連携強化を図っております。

以下に平成21年5月より開催している五者間ミーティングの概要を記載いたします。

開催日	内容
H21. 5. 25	五者間ミーティング開催の目的とその背景説明 監査法人からの第2四半期レビュー報告について 等
H21. 6. 12	第3四半期決算発表、レビュー、内部統制監査日程について たな卸資産の収益性低下に伴う評価 等
H21. 7. 10	監査法人からの第2四半期レビュー結果に対する対応進捗状況 子会社の吸収合併について 等
H21. 8. 7	監査法人からの第3四半期レビュー報告について 固定資産の減損処理、決算訂正に伴う税金還付請求 等
H21. 9. 11	監査法人による棚卸立会、店舗への内部統制チェックについて DPE買掛金管理、値引販売リスト、商品券管理等について 等

#### (7) 内部監査機能の強化についての実施・運用状況

財務報告に係る内部統制についての実施・運用状況につきましては、前記「(3) 内部統制の強化についての実施・運用状況」に記載しております。

子会社、関連会社における内部監査強化につきましては、平成21年6月に監査項目の充実を図りました。

具体的には、会計監査項目として債権・債務管理や有価証券管理、業務監査項目として労務管理や備品・資産管理、内部統制の観点から規程整備状況や取締役会等議事録の閲覧等の監査項目を充実させております。平成21年7月以降に実施した子会社、関連会社の内部監査では、充実させた監査項目に基づいた監査を実施しており、適切に業務が行われているかを監査しております。

#### (8) 取締役に対するコンプライアンス研修についての実施・運用状況

平成21年6月及び7月の定時取締役会終了後、監査法人トーマツによるコンプライアンス研修を実施いたしました。また、平成21年8月29日には、社内での研修として個人情報保護等に係る情報セキュリティ研修を実施いたしました。

今後もコンプライアンスに対する認識を更に深めるため、年2回のコンプライアンスに係る研修を継続的に実施してまいります。

以下に役員に対して開催したコンプライアンス研修の概要を記載いたします。

開催日	内容
H21. 6. 18	役員の責務と内部統制① ・ 内部統制の定義 ・ 内部統制の目的
H21. 7. 23	役員の責務と内部統制② ・ 内部統制法的責任事例 ・ 内部統制報告制度

#### (9) 常務会の充実についての実施・運用状況

平成 21 年 4 月 10 日開催の取締役会にて「常務会規程」を改定し運用しております。当該改定で常務取締役及び各本部長が最低月 1 回業務執行状況を報告すること、内部統制担当役員が常務会に出席することといたしました。

また、平成 21 年 4 月 10 日付で「常務会運用細則」を制定し、各出席者の業務執行の中に関係法令に抵触する可能性のある事項がある場合の常務会への報告、これら事項に対する内部統制担当役員への調査・検証・対応状況の常務会への報告体制等を明記しております。更に常務会運用細則別表として、常務会付議事項について一覧表に纏め明確化いたしております。

#### (10) 改善措置の実施・運用状況についての評価について

当社では、以上に記載のとおり改善報告書に記載した個別の改善措置に取り組み、実施・運用してまいりました。

規程の改定や新たな運用細則・マニュアルの制定、会社組織の変更、チェック体制の強化等を実施し、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の一層の充実・強化を図ることができたものと認識しております。

今回の事案を契機として構築したこれらの体制を継続して運営していくことで、正確な情報開示と適正な会社運営を推進し、会社業績の向上を図り、全社一丸となって、市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼の回復に努めてまいり所存であります。

以 上